フランクフルト地裁の「旅行代金減額表」(1994 年改訂版)とドイツ民法による情報提供義務及び証明義務に関する命令 (旅行主催者関係抜粋)

髙 橋 弘

資料1:フランクフルト地裁の「パック旅行の瑕疵による旅行代金減額表」 (1994年1月1日現在)

資料 2:2002 年 1 月 2 日の (BGBI. I S. 342)、2002 年 8 月 5 日の告示の法文 における (BGBI. I S. 3002)、2008 年 10 月 23 日の民法・情報提供義務・命令の改正に関する第 4 命令により改正され (BGBI. I S.2069)、最終的に 2011 年 1 月 17 日の法律第 3 条によって改正された (BGBI. I S.34) 民法による情報提供義務及び証明義務に関する命令第 4 条~第 11 条及び第 15 条 (旅行主催者関係抜粋)

資料1は、広島法学15巻3号116~120頁に掲載した1985年版の1994年 改訂版である。この旅行の瑕疵による旅行代金の減額表は、裁判長テンペル 博士の下にある、旅行契約事件の控訴審たるフランクフルト地裁民事第24 部によって開発され、NJW 1985,113およびNJW 1994,1635に公表され た。%の数字は、現在も裁判所による旅行代金減額の第一の拠り所を与え、 「サービス・役務の瑕疵に伴う損害賠償額の算定・定量化」に役立っている。

資料2は、広島法学24巻2号231頁以下に掲載した「1994年11月14日の旅行主催者の情報提供義務に関する命令」及び広島法学26巻1号199頁以下に掲載した同命令2002年版の改訂版である。1994年に連邦法務省が発出した情報提供義務命令は、旧法文民法第651a条第5項の委任規定に授権根拠を持っていたが、今回の資料2の授権根拠は、民法第651a条から引き出さ

59- 7ランクフルト地域の「旅行金減額表」(1994年改訂版) とドイツ民法による情報提供義務及び窓明義務に関する命令 (旅行主催者関係抜幹) て (高橋) れ、かつ民法施行法第 238 条第 1 項に置かれている。今回の改訂版には、第 9 条 (担保証書のひな形)、第 10 条 (民法第 651k 条第 5 項の担保提供の証明) 及び「担保証書のひな形」が新たに加わっている。

ドイツ民法施行法第238条(旅行法規定)

- (1)連邦法務省は、連邦経済技術省との了解の下に、連邦参議院の同意なく、法規命令により、以下のことをなす権限を有する
- 1. 旅行の場合の消費者保護のために必要な限り、以下のことを確保する規定を発出すること
 - a) 旅行説明書が誤解を生じない、明確な記載を含んでいること、及び
 - b) 旅行主催者が消費者に必要な情報を与えること、並びに
- 2. 支払前又は旅行前の、規定された担保のない消費者の保護のために必要な限り、民法第651k条第3項の担保証書の並びに民法第651k条第5項の証明の内容及び様式を確定し、かつ防御の存在について旅行者に知らせる方法を定めること。

第1文第1号の目的のために特に、主催者が発行するパンフレット及び旅行契約に含まれるべき事項並びに旅行主催者が旅行者に契約締結前及び旅行開始前に与えなければならない情報内容を定めることができる。

(2) 顧客の金銭防御者(民法第651k条第2項)は、顧客の金銭防御契約の終了を主務官庁に遅滞なく通知する義務を負う。

資料1:フランクフルト地裁の「パック旅行の瑕疵による旅行代金減額表」 (1994年1月1日現在)

摘要欄では、次のような略語を使用する。

約束=約束の場合、 予約=予約している場合、

季節=季節により、 回避=回避可能性により、

- (1) =同時予約の人々又は見知らぬ旅行者が同室させられたか否かが重要
- (2) = (例えば保養休暇という) 特別企画の種類により
- (3) = 季節により利用可能な限り
- (4) = 案内書と期待可能な回避可能性とにより
- (5)=代替手段の存否により
- (6) = 地上遠足の日の当該旅行代金の
- (7) = 超過各一時間につき一日あたりの旅行代金の

サービスの種類 グループ	瑕疵の状況	減額率%	摘要	
1 宿泊	1 予約対象の相違	10 - 15	相違の程度により	
	2場所的状況(浜への距離)			
	の相違	5 - 15		
	3 予約したホテルでの宿泊			
	の種類の相違(バンガロ			
	ーに代わるホテル、異な			
	る階)	5 - 10		
	4 部屋の種類の相違			
	aシングルではなくダブ			
	ル室	20	(1)	
	bシングルではなく3ベ			
	ッド室	25	(1)	
	c ダブルではなく3ベッ			
	ド室	20 - 25	(1)	
	d ダブルではなく 4 ベッ			
	ド室	20 - 30	(1)	
	5部屋の設備の瑕疵	. 10		
	a 部屋の面積の狭さ	5 - 10	W.+ / 4.kh	
	bバルコニーの欠如	5 - 10	約束/季節	
	c 海の眺望の欠如	5 - 10	約束	
	d(個人用)風呂 〈W.C.の欠加	15 20	圣 奶	
	/WCの欠如	15 - 20 15	予約	
	e (個人用)WC の欠如	15		

	1		
	f(個人用)シャワーの		
	欠如	10	予約
	gエアコンの欠如	10 - 20	約束/季節
	h ラジオ/テレビの欠如	5	約束
	i 粗悪な家具	5 - 15	
	k欠陥(亀裂/湿気な		
	ど)	10 - 50	
	l害虫	10 - 50	
	6 公益事業設備の故障		
	aトイレ	15	
	b 風呂/温水ボイラー	15	
	c 電気/ガスの故障	10 - 20	
	d 水道	10	
	eエアコン	10 - 20	季節
	fエレベーター	5 - 10	階により
	7サービス		
	a 完全な中止	25	
	bクリーニングの瑕疵	10 - 20	
	cシーツ・タオル類の交		
	換不足	5 - 10	
	8 侵害		
	a 昼間の騒音	5 - 25	
	b夜間の騒音	10 - 40	
	c 臭気	5 - 15	
	9(約定の)保養設備(温泉		
	浴・マッサージ)の欠如	20 - 40	(2)
2食事	1 完全な欠如	50	
	2 内容の瑕疵		
	a単調なメニュー	5	
	b十分に温かくない食事	10	
	c 腐った (食べられない)		
	食事	20 - 30	
	3サービス		
	a 給仕に代わるセルフサ		
	ービス	10 - 15	
	b長い待ち時間	5 - 10	

	c 交代制の食事	10	
	d 汚れたテーブル	5 - 10	
	e 汚れた食器・ナイフ等	10 - 15	
	4 食堂のエアコンの欠如	5 - 10	約束
3その他	1水泳プールの欠如又は 汚れ	10 — 20	約束
	2屋内プールの欠如 a水泳プールがそこに		約束
	a 小旅ノールがそこに あるとき	10	(2)
	.,	10	(3)
	b水泳プールがそこに	00	
	ないとき	20	<i>w</i> . =
	3サウナの欠如	5	約束
	4 テニス場の欠如	5 - 10	約束
	5ミニゴルフの欠如	3 - 5	約束
	6ヨットサーフィン潜水		// -t-
	等の学校の欠如	5 - 10	約束
	7乗馬の可能性の欠如	5 - 10	約束
	8子供の世話の欠如	5 - 10	約束
	9海水浴の不可能	10 - 20	(4)
	10 汚れた砂浜	10 - 20	
	11ビーチ寝台/パラソル		
	の欠如	5 - 10	約束
	12スナック/海浜バーの		
	欠如	0 - 5	(5)
	13裸体主義者(FKK)用		
	砂浜の欠如	10 - 20	約束
	14レストラン/スーパー		
	の欠如		約束/回避
	aホテルでの食事の場合	0 - 5	
	b自分で食事する場合	10 - 20	
	15ナイトクラブ映画館等		
	娯楽施設の欠如	5 — 15	約束
	16ブティック・商店街の	0 10	10010
	欠如	0 - 5	回避
	17クルージングの場合の		☐ < <u></u>
	地上遠足の中止	20 - 30	(6)
	1		

	18 旅行案内の欠如 a単なる組織 b見学旅行の場合 c学術的指導を伴う学習 旅行の場合 19必要な移動に伴う時間 の喪失 a同一ホテル内での b他のホテルへの	0 - 5 $10 - 20$ $20 - 30$	約束 以下の日に当たる 旅行代金 1/2日 1日
4 運送	1 四時間を超える出発時間 の延期 2 設備の瑕疵 a より低級の b 通常の基準より著しい 相違	5 $10 - 15$ $5 - 10$	(7)
	3サービス a食事 b航空機の等級で通常行 われている娯楽(ラジ)	5	
	オ・映画)の欠如 4 運送手段の変更 5 飛行場(鉄道)からホテ	5	運送遅延に関わる旅 行代金
	ルへの運送手段の欠如		代替運送手段の費用

表の解説

- 1. 取るに足りない侵害は考慮しない。
- 2. %の数字は、侵害の程度による基本数字を示している。これは、個々の 旅行者の性質(年齢、性別、特別な神経質・鈍感)とは原則として無関係 である。例外は、
- a) 予約に際して旅行主催者に知られた旅行者の特別な性質又は身体的欠陥 の場合に、特に著しい侵害があったときは、個々の表数字又は%の数字は

50%ほど引き上げられる。

- b) グループ3 (その他) の瑕疵の場合には、侵害が旅行者にはっきりして いないとき又は証明できないときは、減額はなされない。
- 3.%は、原則として全旅行代金(それゆえ、輸送費用を含む)から引き出される。
- a) 旅行期間中侵害が一時的にのみ生ずる限り、減額につき、その時期に照 応する全旅行代金が減額の基礎となる。旅行主催者の瑕疵担保が、瑕疵の 有責な不通知(民法第651d条第2項)又は期待可能な代替給付の不受領 のため、問題とならないときも、同様である。
- b) 例外的な場合(最高 10 %までの小さな瑕疵)には、瑕疵によって旅行の全体様式が本質的に変更されなかったときは、%は(当該の)滞在代金から引き出される。
- c) (保養滞在を伴う周遊旅行のように) 少なくとも旅行部分が分離して予 約されうる合成された旅行の場合には、減額は、原則として瑕疵が該当す る旅行部分の代金から算定される。3.b) と5. はこの限りでない。
- 4. 多数の種類の瑕疵が存するときは、%の数字が加算される。
- a) 契約の目的が宿泊とフルペンション(全食事付き)の給付であるときは、 一つの給付グループ内においては、以下の%の数字を超えることは許され ない

b) 契約の目的が宿泊とハーフペンション(朝食及びそれ以外の一食付き) の給付であるときは、グループ1 (1・1は除く) の表の%は1/4 =25%ほど増加され、グループ2の表の%は1/4 =25%ほど減少される。 その際、一つの給付グループ内においては、以下の%の数字を超えること

53 - フランクフルト地裁の「旅行代金減額表」(1994年改訂版) とドイツ民法による情報提供義務及び証明義務に関する命令(旅行主催者関係抜粋) て(高 橋) は言午 されない。

c) 契約の目的が朝食付きの宿泊の給付であるときは、グループ $1(1\cdot 1)$ は除く)の表の%は $2/3=66\cdot 6$ %ほど増加され、グループ2の表の%は $2/3=66\cdot 6$ %ほど減少される。その際、一つの給付グループ内においては、以下の%の数字を超えることは許されない。

る。

- d) 契約の目的が(食事なしの)宿泊の給付のみであるときは、グループ 1 (1・1 は除く) の表の%は 100%ほど増加される。個々のケースでは、グループ 1 の表の%は 100%まで行きうる。グループ 3 については 30% に、グループ 4 については 20% にとどめる。
- 5. 個々の旅行給付の瑕疵又は旅行主催者の義務違反により、旅行がその全体において有責に著しく侵害されたときは、2. による表の減額率及び3. a) に定められた当該時期による制限を超えて、民法第651f条第2項による無駄となった費用として旅行代金が全部又は一部、旅行者に償還され
- 6.a) 瑕疵が少なくとも総計 20% に達するときにのみ、原則として、民法 第 651e 条第 1 項による解約が考慮される。ここでは、期間設定後の解約 (民法第 651e 条第 2 項前段) の場合には期間内に除去されなかった瑕疵が、 即時の解約(民法第 651e 条第 2 項後段) の場合には解約の意思表示の時 に存在する瑕疵が、念頭に置かれなければならない。

- b) 代替休暇旅行費用の形式での民法第651f条第2項による損害賠償請求権 は、原則として、期間内に除去されなかった瑕疵が少なくとも総計50%に 達するときにのみ、考慮する。
- c)期間内に除去されなかった瑕疵が少なくとも総計50%に達したときには、 旅行給付は、民法第651e条第3項後段の意味において旅行者に何らの利益 も持たない。
- d) この6.a) ~ c) の枠内においては、4.b) ~ d) に定められた%の増減は考慮されない。

フランクフルト地裁民事第 24 部は、以下の諸場合に減額表の解説を変更し 又は補充した。

- a) 解説3.「%は、原則として全旅行代金(それゆえ、輸送費用を含む)から引き出される。」との原則は、依然として妥当する。しかし、3.a) +b) で述べられている場合については、追加的に以下のような例外が許容される。
 - (1) 旅行者が支払った保険料は、旅行者がこのためにパック旅行契約から逸脱した保険サービスを受け取るから、全旅行代金から控除される。
 - (2) ファーストクラスの航空運送のための割増料金は、計算には入らない。追加的な快適さに関するその他の割増料金についても、同様のことが意味に即して妥当する。
 - (3) 出発及び到着の場合の追加的なつなぎ宿泊 Zwischenuebernachtungen の費用は、同様に計算には入らない。しかし、この例外事例は、すでに3.bによってカバーされている。
- b)解説3c. 合成された旅行の場合には、従来のテキストからはずれて、 民事第24部は、全旅行代金から出発し、かつ全旅行代金を個々の旅行部 分に配分することに移行した。このことは、結論として、一旅行部分の報

- 51- 7ランクフルト地裁の「旅行代金減額表」(1994年改訂版) とドイツ民法による情報提供義務及び証明義務に関する命令 (旅行主催者関係抜幹) て (高 衛) 酬の中にほとんどすべて包括されている (航空機などの) 運送費用が持ち分に応じてその旅行部分に配分され、それゆえ、一旅行部分の運送費用がすべてであり、(たとえば、周遊旅行によるそれに引き続いての保養・延長週間のような) 他の旅行部分には運送費用は会計に響かないことになる。
- c)解説 5. 無駄となった費用としての旅行代金の償還を、民事第 24 部は、もはや民法第 651f 条第 2 項ではなく、民法第 651f 条第 1 項に依拠している。請求権の基礎にあるこの変更は、当部が 1988 年 9 月 19 日の原則判決において民法第 651f 条第 2 項による賠償を非財産的な補償と位置付けした後に、必然的なものとなった。必然的にこの結果、今や 50 %未満の侵害も強度によって旅行代金の一部を償還されうることとなり、かつ 50 %限界の達成の場合には民法第 651f 条第 2 項による追加的な賠償が考慮されることとなった。
- d)解説 6 e. 解説 5 の場合と全く同様に、代替旅行費用の賠償請求権は、財産的な損害が問題となっているから、今や民法第 651f 条第 1 項に依拠している。これによって、民法第 651f 条第 2 項の場合に求められた 50 %の限界はもはや妥当しない。ただし、民法第 651f 条第 1 項の場合でも、休暇旅行が著しく侵害されたときにのみ、代替休暇旅行を必要と見なしうるであろう。いつこれが問題となり、かつこれに関して瑕疵の一定の%を念頭に置くかについての当部の原則判決はいまだ決着がついていない。代替旅行費用の償還請求権の算定については、本解説は何らの主張も持っていない。

前述の事柄を顧慮しながら、減額表の解説 3., 5., 6.b) を以下のようにする。

3. %は、原則として全旅行代金(それゆえ、輸送費用を含む)から引き出される。それゆえ、旅行者が支払った保険料や快適な航空席の割増料金は

控除される。

- a) 変更なし
- b)変更なし
- c) (たとえば、接続したホテル滞在による周遊旅行のように) 合成された 旅行の場合には、減額は全旅行代金から算定される。個々の旅行部分が関 係する限り、3.a) が準用される。
- 5. 個々の旅行サービスの瑕疵により又は旅行主催者の義務違反により旅行がその全体に置いて有責に著しく侵害されたときは、2.による減額表の減額率をこえて及び3.a) に予定された該当期間の区分をこえて、民法第651f条第1項による無駄になった費用として旅行代金が旅行者に全部又は一部償還されうる。
- 6.a) 変更なし
- b)代替旅行の費用の形式での民法第651f条第1項による損害賠償請求権は、 (期限通りに除去されなかった)著しい瑕疵が、代替旅行が旅行者に必要 なほど旅行を侵害したときにのみ、考慮される。
- 資料 2:2002 年 1 月 2 日の (BGBI. I S. 342)、2002 年 8 月 5 日の告示の法文における (BGBI. I S. 3002)、2008 年 10 月 23 日の民法・情報提供義務・命令の改正に関する第 4 命令により改正され (BGBI. I S.2069)、最終的に 2011 年 1 月 17 日の法律第 3 条によって改正された (BGBI. I S.34) 民法による情報提供義務及び証明義務に関する命令第 4 条~第 11 条及び第 15 条 (旅行主催者関係抜粋)

出典: Hartwig Sprau, in: Palandt, BGB 70. Auflage(2011, C.H. Beck Muenchen), SS.2801, 2803-2807; Ernst Fuehrich, Reiserecht 6. Auflage (2010, C.H. Beck Muenchen), SS.1077-1080

本命令第4条乃至第11条の規定は旅行者のために片面的強行規定である (民法第651m条)。

- 第1章 消費者契約の場合の情報提供義務(省略)
- 第2章 電子取引における契約の場合の情報提供義務(省略)
- 第3章 旅行主催者の情報提供義務及び証明義務
 - 第4条(パンフレット記載事項)
 - 第 5 条 (契約締結前の情報提供)
 - 第6条(旅行確認書、旅行約款)
 - 第7条(外国学校滞在契約:民法第6511条)
 - 第8条(旅行開始前の情報提供)
 - 第9条(担保証書のひな形)
 - 第10条(民法第651k条第5項の担保提供証明)
 - 第11条 (臨時の旅行主催者)
- 第6章 終末規定
 - 第15条(第9条のひな形についての経過規定)
- 付録(第9条関係)担保証書のひな形
- 第3章 旅行主催者の情報提供義務及び証明義務 第4条 (パンフレット記載事項)
- (1) 旅行主催者が自ら主催する旅行についてパンフレットを使用する場合は、旅行代金、支払われるべき前払金の額、残代金の支払い期日及び、その他旅行にとって重要であるときは、以下のような旅行のメルクマールについて明らかに読みやすく明確な事項を含んでいなければならない。
- 1. 目的地

- 2. 運送手段(特微及び等級)
- 3. 宿泊(種類、立地条件、カテゴリー又は快適さ及び主特徴、存すると きは、その使用許可及び旅行格付け)
- 4. 食事
- 5. 旅行ルート
- 6. 旅行が提供される加盟国の国民についてのパスポート及びビザの要求 並びに旅行及び滞在のために要求される保健警察上の手続き
- 7. 旅行の催行のために必要な最少参加者数、及び参加者数に達せず旅行 が催行されない旨の表示が契約上合意された旅行開始の何日前までに 通知されなければならないかの事項
- (2) パンフレットに記載された事項は、旅行主催者を拘束する。ただし、 旅行主催者がパンフレット中で変更を留保しているときは、契約締結前 に旅行主催者は変更をなすことができる。とりわけ、代金の留保は、以 下のような理由から許される。
- 1. パンフレットの公表後における、運送料金の引き上げ、海港使用料又 は空港使用料のような一定の使用料金の引き上げ、又は当該旅行に適 用される為替レートの変動により。
- 2. 顧客が望みかつパンフレットに書かれたパック旅行が、パンフレット の公表後の追加的な割当数の購入によってのみ可能となるとき。 旅行主催者と旅行者は、パンフレットと異なる給付を合意することが できる。
- (3) 催行される旅行に関する事頂が、旅行主催者によって使用された映像 媒体及び音響媒体中に含まれているときは、第1項及び第2項の規定が 準用される。

第5条 (契約締結前の情報提供)

以下の事項が、旅行主催者によって発行され旅行者に利用されるパンフレ

47- 7ランクフルト地域の「旅行代金減額表」(1994年改訂版) とドイツ民法による情報機供養務及び窓明義務に関する命令 (旅行主催者関係抜幹) て (高橋) ットの中に含まれておらず、かつ何らの変更もなされていないときは、旅行者が契約締結に向けた意思表示 (予約) をする前に、旅行主催者は、以下の事項につき旅行者に情報提供する義務を負う。

- 1. パスポート及びピザの要求、とりわけこれらの書類の入手にかかる期間について。この義務は、旅行が提供される加盟国の国民についての要求に関係する。
- 2. 保健警察上の手続き

第6条(旅行確認書、旅行約款)

- (1) 旅行主催者は、契約締結に際し又は締結後遅滞なく、旅行契約に関する文書(旅行確認書)を旅行者に交付しなければならない。
- (2) 旅行代金及び支払い方法並びに第4条第1項第2号、第3号、第4号、 第5号及び第7号の規定による旅行のメルクマールに関する第4条第1 項にあげられている諸事項の他に、旅行の態様から重要であるときは、 旅行確認書は、以下の事項を含まなければならない。
- 1. 最終目的地、又は旅行が多くの滞在地を含んでいるときは、個々の目的地並びにそれぞれの期間及びその期日
- 2. 出発及び帰着の日時及び場所
- 3. 参観、遠足及びその他の旅行代金に含まれている給付
- 4. 留保されている代金変更及びその決定要素(民法第651a条第4項)並 びに旅行代金に含まれていない事項についての指摘
- 5. 合意された旅行者の特別希望
- 6. 旅行主催者の名前・住所
- 7. 生じた瑕疵を旅行主催者に通知する旅行者の義務について及び、救済が不能ではない若もしくは旅行主催者によって拒絶されたのでもないとき、又は旅行者の特別な利益により契約の即時解約が正当化されないときには、旅行契約の解約(民法第651e条)前に、救済の実行のた

めに相当な期間を旅行主催者に設定する旅行者の義務について

- 8. 請求の宛先名及び、請求権に対して主張され得る民法第 651g 条により遵守さるべき期間について
- 9. 旅行解除費用保険又は事故若しくは病気の際に帰国費用をカバーする 保険の締結の可能性と保険会社の名前・住所について
- (3) 旅行主催者が約款を契約の基礎に置くときは、契約締結前に約款が旅行者に完全に引き渡されなければならない。
- (4) 旅行主催者は、自ら編集し旅行者に利用されるパンフレットに含まれている、第2項及び第3項の要求に照応した諸事項を指示することによっても、第2項及び第3項による彼の義務を果たすことができる。この場合に、旅行確認書は旅行代金及び支払方法を記載しなければならない。
- (5) 旅行者の予約の意思表示が旅行開始前7日未満に申告されたときは、第1項乃至第4項の規定は適用しない。ただし、旅行者は、遅くとも旅行の開始に際し、第2項第7号にあげられた義務及び第2項第8号にあげられた事項につき情報提供されなければならない。

第7条(外国学校滞在契約:民法第6511条)

第6条に定める事項以外に、旅行主催者は以下の情報を提供しなければな らない。

- 1. 生徒が宿泊する受け入れ家庭の名前と住所、その変更を含む。
- 2. 受け入れ国において救済も求めうる面談可能者の名前と住所、その変 更を含む。
- 3. 生徒の救済請求及び旅行主催者が講ずる措置

第8条(旅行開始前の情報提供)

(1) 旅行主雌者は、旅行開始前に適時に旅行者に以下の情報提供をしなければならない。

45 — フランクフルト地裁の「旅行代金減額表」(1994 年改訂版) とドイツ民法による情報提供義務及び証明義務に関する命令(旅行主催者関係抜粋)て(高橋)

- 1. 出発時間及び到着時間、途中駅の場所、そこで得られる接続便について
- 2. 運送の場合に旅行者が特定座席を取らなければならないときは、その 座席について
- 3. 旅行主催者の現地の代理人の名前、住所及び電話番号又は、それが存しない場合は、困難に遭遇したときに旅行者に援助をしてくれる現地の官署について。このような官署もないときは、旅行者が旅行主催者と援助につき連絡をとりうる緊急の電話番号及びその他の事項が、旅行者に通知されなければならない。

未成年者の外国旅行の場合、予約に際して記載された者は、子供又はその滞在地での責任者との直接的な連絡がどのようにつけられ得るのかについて、情報提供されなければならない。

(2) そのときどきの事項がすでに旅行者に利用されるパンフレット又は旅 行確認書の中に含まれており、その間何らの変更もなされていないとき は、第1項による特別な通知は必要でない。

第9条(担保証書のひな形)

- (1) 旅行主催者は、民法第651k条第3項による担保証書につき、第10条 を前提として、付録に定められたひな形を使用しなければならない。
- (2) 旅行主催者は、書面及び活字の大きさの点でひな形と異なっても良く、かつ担保証書上に顧客の金銭防御者(Kundengeldabsicherer)及びその代理人の会社又は標識を印刷して良い。担保証書に期限が付せられているときは、その旨が旅行確認書中に明確に強調された形で指摘されなければならない。
- (3) 担保証書は、旅行確認書に綴じつけるかその裏面に印刷しなければならない。
- (4) 担保証書が旅行確認書の裏面に印刷されたときは、印刷された担保証

書については、表面に明確に強調された形で指摘されなければならない。 このような担保証書には、比較的多数の顧客の金銭防御者が掲げられる。 第1文の指摘は、次のような文となる。

「担保証書は裏面に印刷されている。その防御者は○○○ (名前が記入される)である。

- (5) 文書が担保証書と並んでその他の事項又は文言を含んでいるときは、 担保証書はその他のものから明確に際だたされなければならない。
- (6) 担保証書は、テキスト形式でも証明され得、かつ電子的に旅行確認書 と結合されうる。

第10条(民法第651k条第5項の担保提供証明)

ヨーロッパ共同体の他の加盟国に又はヨーロッパ経済領域協定の条約国にその本店を有し、かつ旅行者に他の国の諸規定と調和した担保を提供する旅行主催者は、その本店の地で行われている規定により、しかし消費者に容易に理解可能なドイツ語又はその他の言語で、民法第651k条第5項第2文の証明をしなければならない。

第11条(臨時の旅行主催者)

時折にのみかつその営業活動外でパック旅行を主催する旅行主催者には、 第4条乃至第8条の規定は適用されない。

第6章 終末規定

第15条(第9条のひな形についての経過規定)

従来の担保証書用紙は、2002年12月31日まで使用できる。

付録(第9条関係)

担保証書のひな形

(場合によっては、顧客の金銭防御者及び旅行主催者の整理記号を挿入)

○○○ (挿入:旅行者の名前、「裏面に掲げている旅行者」という文言、又は旅行確認書の番号) のための1

民法第 651k 条によるパック旅行のための担保証書

(場合によっては、挿入:担保証書の有効期間)2

以下に掲げる顧客の金銭防護者は、○○○のために(挿入:「裏面に掲げている旅行主催者のために」という文言又は:旅行主催者の名前及び住所)、 以下の金銭が旅行者に対して償還されることを保証します

- 1. 旅行主催者の財産についての支払い不能又は倒産手続きの開始により旅行サービスが中止されたときに、支払われた旅行代金、及び
- 2. 旅行主催者の財産についての支払い不能又は倒産手続きの開始により帰 路旅行のために旅行者に生じる必要費用。

顧客の金銭防御者の上記の責任には限度があります。彼が1年間に償還すべき総額は、1億1千万ユーロまでとします。この最高限度額が全旅行者にとって十分でないときは、全旅行者の総金額が最高限度額に対する比率で、(個々の)補償金額が減額されます。保険事故が発生した年(年の記載)の経過後に、期限の到来した金銭の償還がなされます。3

再度の照会に際しては、ここへ(少なくとも挿入:対応部署の名前、住所 及び電話番号。この部署が損害の事後処理の担当部署でないときは、損害の 事後処理担当部署の名前、住所及び電話番号も)お願いします。

(挿入:顧客の金銭防御者の名前、住所)

顧客の金銭防御者

公式の注:

1 この記載は削除できる。この場合には、以下の文章が挿入される。 「この担保証書は、予約者及び全旅行参加者に適用されます。」

- 2 担保証書に期限が付せられているときは、期限は少なくとも契約締結か ら旅行の終了までの期間を含まなければならない。
- 3 この文章は、民法第651 k条第2項による責任制限が合意されていない 顧客の金銭防御者の場合には使われない。